

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
— 共通構造部（多仕様自動車）型式指定自動車に係る新規検査等への対応について —

令和2年12月15日

<問い合わせ先>

(独)自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441 (代表)

標記について、令和2年9月25日から10月26日までの間、ご意見を募集したところ、2通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

今回、貴重なご意見をお寄せいただいた方々には、御礼申し上げます。

□ 寄せられたご意見の概要及び当機構の考え方は次のとおりです。

ご意見の概要	自動車機構の考え方
審査事務規程の改正については制度上の事と理解は致しますが大型車（トラック・バス）については、商用車の為、新規検査についてもスピード性が求められます。弊社のユーザーは1日でも早くトラックを稼働させたいとの要望がある為、新規検査はスムーズに進む事が私共の理想とするところです。そのため今般の改正は無い事を望みますが、今後の新規検査に必要な事と思しますので、改正後の新規検査は簡潔であると共に検査官の負担の少ないようなものである事を望みます。特に事前審査については弊社としても検査官にも負担になることが予想されますので重ねて簡潔である事を要望致します。	ご意見ありがとうございます。 本改正は、書面審査方法について適切な運用を図り、確実かつ効率的な審査が実施できるよう提出書面の拡大を実施させて頂くものです。 本改正に関し、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。
持ち込み検査に掛かるリードタイムの増大	ご意見ありがとうございます。 本改正は、書面審査方法について適切な運用を図り、確実かつ効率的な審査が実施できるよう提出書面の拡大を実施させて頂くものです。 本改正に関し、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。